

議案第9号

飯能市総合福祉センター条例の一部を改正する条例（案）

飯能市総合福祉センター条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市総合福祉センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(老人福祉センター)</p> <p>第3条 老人福祉センターは、老人に対して各種のサービスを提供し、健康で明るい生活の向上に寄与するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(老人福祉センター)</p> <p>第3条 老人福祉センターは、老人に対して各種のサービスを提供し、健康で明るい生活の向上に寄与するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>後退機能の回復訓練</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>ねたきり老人に対する入浴サービス</u></p> <p>(5) 省略</p>